

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年6月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界2025年度案件別外部事後評価パッケージI-5（タジキスタン、ネパール、パキスタン）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージ I-5（タジキスタン、ネパール、パキスタン）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00248

【内容構成】

第 1 章 入札の手続き

第 2 章 特記仕様書

第 3 章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 6 月 4 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第 1 章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称: 全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージ I-5 (タジキスタン、ネパール、パキスタン) (一般競争入札 (総合評価落札方式 - ランプサム型))

(2) 業務内容: 「第 2 章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

(4) 契約履行期間 (予定): 2025 年 8 月から 2026 年 11 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム (一括確定額請負) 型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム (一括確定額請負) 型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記 (4) の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回 (契約締結後): 契約金額の 30% を限度とする。

2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降): 契約金額の 10% を限度とする。

(7) 部分払の設定²

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025 年度末 (2026 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 6 月 10 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025 年 6 月 11 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 6 月 16 日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025 年 6 月 20 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 7 月 7 日 11 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本項目については9ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合には、12ページの「排除者条項にかかる申告書」を、上記2.(3)4の期日までに提出ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/97Ne6cD9rv>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして

います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算

出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。
この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。
ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」
としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡
を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第 2 章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)

(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まら

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点＝(予定価格 × 0.8 / N) × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%を Nとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- １）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- ２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１ １． 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１ ２． フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません⁴。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、表 1 のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、6 月 13 日（金）12 時まで、JICA 評価部（jicaev@jica.go.jp）宛に情報を提出ください。技術提案書提出期限前

⁴ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAから技術提案書評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

【表 1】以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連 番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者とともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社

評価者①

(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)

評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

以下の項目に該当しないか、確認の上、該当しない場合には「はい」に○をつけてください。

No	確認項目	はい
1	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、1. ①～④に該当しません。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日

以 上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係る技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準、脚注5
2	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条（5）ローカルリソースの活用、脚注15
3	踏査対象郡・県/市の選定基準・選定方法	第3条（9）① タジキスタン ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト、ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト フェーズ2（一体評価）脚注16

【2】 特記仕様書

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を実施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2025 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定 量調査	IRR再計 算	その他 (※2～ 7)
1	タジキスタン	技術協力	ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト、ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト フェーズ2 (一体評価)	露語	—	—	—
2	ネパール	無償	トリブバン国際空港近代化計画、主要空港航空安全設備整備計画（一体評価）	—	—	—	—
3	パキスタン	無償	カラチ港及びビンカシム港治安強化計画	—	—	—	—
4	パキスタン	無償	ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機材改善計画	—	—	—	※7

（注）該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語

※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件
- ※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - （1）事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - （2）評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

（2）調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁵及び（4）参考資料に準拠すること。本業務に

⁵ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、技術提案書で提案すること。

て収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4) 参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

- ア) 外部事後評価レファレンス⁶ (2025年度版)
- イ) JICA 事業評価ガイドライン⁷ 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック⁸ (Ver. 2.0)

(イ) その他

- ☒ 環境社会配慮ガイドライン⁹
- ☒ 事業事前評価表¹⁰ (事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)
- ☒ 既存事業・調査の報告書等¹¹ (案件名またはキーワードで検索)

	案件名	報告書名	リンク
1	ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト フェーズ2	準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12038030.pdf
		詳細計画策定調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006807.html
		終了時評価調査報告書 (フェーズ1)	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12284378.pdf
			https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049410.pdf

⁶ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁸ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁹ <https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html> にアクセスし、対象案件の事業事前評価表「3. 事業概要の環境社会配慮」内に記載されているカテゴリ分類の根拠に記載されている版を参照。

¹⁰ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> にて、案件名で検索して参照。

¹¹ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html に案件名またはキーワードで検索して参照。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

		プロジェクト業務完了報告書（フェーズ2）（和文） （英文）	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000049411.html
2	トリブバン国際空港近代化計画 主要空港航空安全設備整備計画	主要空港航空安全設備整備計画 準備調査報告書（和文） （英文）	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029554.html https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029554.html
3	カラチ港及びビンカシム港治安強化計画	カラチ港及びビン・カシム港治安強化計画準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12184347.pdf
4	ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機材改善計画	ファイサラバード市送水施設改善計画準備調査報告書（和文） （英文）	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12237681.pdf https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022651.html

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配付資料

（ア）契約締結前に配付する資料

- ☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2024
- ☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018 年度改訂版）
- ☒ 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】2024
- ☒ 【ひな型・簡易型_通常版ベース】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2024
- ☒ 【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2024
- ☒ 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】2024
- ☒ 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】2024
- ☒ 【簡易型評価】評価結果票_資金協力（英） 2024
- ☒ 【簡易型評価】評価結果票_資金協力（和） 2024
- ☒ 簡易型外部事後評価について

（イ）契約締結後に配付する資料

- ☒ 報告書等のひな型

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹²を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定（25～40 営業日）
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～30 営業日）
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
 - ④ 評価報告書（英文）の確定（25～40 営業日）

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できな

¹² 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費（一般業務費）での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

い場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（９）のとおり。

（９）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① タジキスタン ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト、ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト フェーズ２（一体評価）

本事業は、「ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト」（以後、フェーズ１とする）」と「ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト フェーズ２（以後、フェーズ２とする）」の２つのプロジェクトを一体評価するものである。

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：

フェーズ１：ハトロン州４郡（ジョミ郡、ルミ郡、シャルトゥーズ郡、ヴァフシ郡）

フェーズ２：ハトロン州（ヌーレク市、バルジョボン県、ホバリング県、ムノミバード県、ボフタール県、サルバンド市）

イ）実施機関：

フェーズ１：保健省、ハトロン州保健局

フェーズ２：保健社会保護省母子・家族保健計画局（タジキスタン全体の母子保健システム管理）、ハトロン州政府保健局（ハトロン州の保健システム管理）

ウ）現地渡航及び安全配慮

業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関およびフェーズ１及びフェーズ２対象地域における５つ以上の郡/県・市¹³の中央病院および管区病院、プライマリ・ヘルス・ケア（PHC）施設を訪問する。残りのサイトについては、現地調査補助員のみの踏査とする。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である。¹⁴

¹³ 実際の踏査サイトについては、評価方針時に確定するが、技術提案書において具体的に踏査対象郡/県・市について選定基準と合わせて提案すること。

¹⁴ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

(イ) 評価 6 基準評価に関する留意点

☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット—アウトプット—アウトカムの関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

➤ 事前評価表での記載：

フェーズ 1：①「感染症対策特別医療機材供与」（2010～2014 年度（フェーズ 2））、②「母と子の健康改善」（2009～2013 年度（フェーズ 2））
③GIZ および KfW との連携
フェーズ 2：WHO、UNICEF、WB、USAID との連携

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺的安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

➤ フェーズ 1：

有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①郡中央病院及び管区病院を中心に、産科、新生児医療の基本的な医療機材の整備（医療機材の使用方法や維持管理の技術移転含）、②母子保健に関する研修を通じた郡レベルの医療従事者の能力強化、③住民に対する母子保健分野に関する知識向上のための啓発活動）とプロジェクト目標（「ハترون州の対象 4 郡における医療施設において、母子保健サービスがより適切に利用されるようになる」）の達成度を、PDM で設定されている指標を用いて確認する。インパクトについては、事後評価時点での上位目標（「ハترون州の対象 4 郡における母子保健に係る状況が改善される。」）の達成度について PDM で設定されている指標を用いて確認する。

➤ フェーズ 2：

有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①県・市中央病院の産科・小児科及び管区病院の機能の向上、②妊産婦と新生

児・乳児のケアに係る知識・技術の強化、③1次・2次レベルの保健医療施設間のリファラル体制の強化、④ハトロ州政府保健局のマネジメント能力の強化とプロジェクト目標（「ハトロ州対象県・市の妊産婦と新生児・乳児保健体制が強化される」）の達成度を、PDMで設定されている指標を用いて確認する。インパクトについては、事後評価時点での上位目標（「ハトロ州の対象県・市における妊産婦と新生児・乳児の保健状態が向上する。」）の達成度についてPDMで設定されている指標を用いて確認する。

一体評価を行うにあたり、有効性とインパクトの評価については、インプット→アウトプット→アウトカム の関係を図示化と共に整理すること。

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。
- フェーズ1 およびフェーズ2 を通して、対象病院に導入された医療機材および給水施設についての維持管理状況を上記の通り確認する。
 - また、両フェーズを通して協力してきた機材維持管理、産科・新生児ケア研修、周産期症例検討会の実施、PHC へのモニタリング、サポーター・スーパーヴィジョンの実施に関し、これらの仕組みの整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）についても持続性の分析とあわせて可能な限り確認する。

（ウ）環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ）過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記され

ている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- フェーズ1では、「地方における医療従事者の定着率は高く人材育成を図る上での投入効果は高い一方で、医療施設間のネットワークや情報共有は十分ではないため、投入効果の面的拡大を図るための方策を検討する必要性」が明記されている。
- フェーズ2では、「症例検討会が医療従事者の能力強化に大きく貢献した」点が明記されている。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業はタジキスタンの貧困地域を含む母子の健康改善を目指した案件であり、最終受益者として妊娠可能年齢の女性と乳児が想定される。その中でも特に貧困層の女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添7「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② ネパール トリブバン国際空港近代化計画、主要空港航空安全設備整備計画 (一体評価)

本事業は「トリブバン国際空港近代化計画」および「主要空港航空安全設備整備計画」の2つのプロジェクトを一体評価するものである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 :

- ・トリブバン国際空港近代化計画 :
 - ーカトマンズ市 (トリブバン国際空港)
 - ーラリトプル市バテダダ (レーダー設置サイト)

・主要空港航空安全設備整備計画：

ートリブバン国際空港（カトマンズ）を含む全国 8 箇所の空港

イ）実施機関：文化観光民間航空省ネパール民間航空公社（Civil Aviation Authority of Nepal: CAAN）（カトマンズ）

ウ）現地渡航及び安全配慮

業務従事者は現地調査補助員とともに、トリブバン国際空港（カトマンズ）、ダンガジ（ダンガルヒ）空港（カイラリ郡ダンガルヒ）、チャンドラガジ空港（第 1 州ジャパ郡バドラプル）について、踏査して情報収集をする。その他の 5 つの空港（ラリトプル市バテダダのレーダー設置サイトおよび山岳空港（ルクラ（テンジン・ヒラリー）空港、ジョムソン空港、ジュムラ空港、ララ（タルチャ）空港、シミコット空港））については、現地調査補助員による踏査とする。なお、現地調査対象地の国内線は悪天候による遅延/欠航が多発するため、状況に応じて遠隔調査とすることも可能である¹⁵。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である¹⁶

（イ）評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

➤ 事前評価表での記載：「②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）」に関し、主要空港航空安全設備整備計画では技術協力

¹⁵ 悪天候によるフライトの遅延/結構を避けるため、現地調査時期は乾期（10月～3月頃）に調整すること。

¹⁶ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

プロジェクト「補給管理センター及び航空路レーダー管制業務整備プロジェクト（2014 年～2018 年）」との連携が期待されていた。また、「③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等」では、両案件の実施機関を通じて、ADB によるトリブバン国際空港の滑走路整備およびターミナルビル拡張が実施されており、連携が期待されていた。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標：

- ・トリブバン国際空港近代化計画：①監視レーダーでカバーされる国際線の割合（％）、②監視レーダーでカバーされる全航空機の割合（％）
- ・主要空港航空安全設備整備計画：①トリブバン国際空港においてローライザーを用いたより正確な進入が利用できる航空機数（便／年）、②目的地空港まで VOR/DME を用いた高精度航法にて飛行する国内線便数の割合（％）、③トリブバン国際空港におけるジェット機の滑走路利用可能率（％）

➤ 定性的効果について：

- ・トリブバン国際空港近代化計画：①トリブバン国際空港における航空機の離発着遅延リスクの低減、②ネパール国における航空機事故リスクの低減
- ・主要空港航空安全設備整備計画：①事業対象 8 空港における航空機運航の安全性の向上、②トリブバン国際空港のモノパルス二次監視レーダー（MSSR）の持続的な運用維持管理の実施、③トリブバン国際空港での CAAN による新任レーダー管制官の持続的な養成、④CAAN による飛行方式設計業務の効率化・高度化

上記について、両事業がどのような影響をもたらしたか確認する。

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

➤ トリブバン国際空港近代化計画：

空港監視用二次レーダー、航空路監視用二次レーダー、関連機材（情報処理装置、無停電電源装置、その他付属装置）

➤ 主要空港航空安全設備整備計画：

- ・トリブバン国際空港（CAAN 関連施設含む）：ローカライザー（距離測定装置を含む）、ローカライザー保守訓練機材、超短波全方向式無線標識/距離測定装置（VOR/DME）試験機材、レーダー保守訓練機材、レーダー管制訓練シミュレーター、飛行方式設計システム
- ・地方空港（ダンガジ空港、チャンドラガジ空港）：超短波全方向式無線標識/距離測定装置（VOR/DME）
- ・山岳空港（ルクラ空港、ジョムソン空港、ジウムラ空港、ララ空港、シミコット空港）：航空路灯火システム、太陽光発電システム

（ウ）環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用トリブバン国際空港近代化計画：

上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

- 主要空港航空安全設備整備計画：

上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類されていたが、空港セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていた。他方、VOR/DME が設置されたチャンドラガジ空港およびダンガジ空港では、住民移転を伴わない用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

（エ）過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- トリブバン国際空港近代化計画：過去の類似案件（ネパール「カトマンズ国際空港整備計画（1995～97 年）」）では、「導入した航空管制機材の一部に障害が発生し、ネパール側の予算措置、維持管理、本邦企業の対応の遅れ等により復旧に長期間要したことから、スペアパーツ調達等の

重要性が指摘されている」点が明記されている。本事業ではスペアパーツ調達体制について、日本側から技術協力を通じた継続的なフォローを行う予定であったが、これらの対応状況について確認する。

- 主要空港航空安全設備整備計画：過去の類似案件（ネパール「トリブバン国際空港近代化プログラムにおける航空管制設備改善計画」（1999-2001 年））の事後評価結果等では、「被援助国の維持管理に係る予算の確保及び部品供給体制の確立が必要であるとの教訓を得ている」点が明記されている。本事業では、技術協力「補給管理センター及び航空路リーダー管制業務整備プロジェクト」（2014-2017 年）の実施等を通して、各空港における維持管理体制、維持管理予算、機材の供給可能性等に十分留意し、スペアパーツを配備する予定であったが、これらの対応状況について確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 両事業の最終受益者として、広く事業対象空港の利用者が想定されるが、受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

（カ）定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ パキスタン国 カラチ港及びビンカシム港治安強化計画

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：

シンド州カラチ市

イ）実施機関：連邦歳入庁

ウ）現地渡航¹⁷及び安全配慮

- ☒ 業務従事者及び現地調査補助員の現地調査に際しては、武装警備員の備上や警護車両借り上げ等の安全配慮を行うこと¹⁸。

¹⁷ 現地調査は、2026年2月中旬～3月中旬に予定されているラマダン、イードの時期を避けて計画すること。

¹⁸ 2025年7月以降、安全管理部長承認地域への渡航には、JICAと契約関係にある事業関係者は、セルフ

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である¹⁹

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、カラチ港東埠頭、カラチ港西埠頭、ビンカシム港について、踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①コンテナ貨物の非破壊検査数（個/年間）、②コンテナ貨物の開披検査数（個/年間）、③通関時間（通関時間 1 日未満のコンテナ貨物の割合）の変化

定性的効果として、麻薬、武器などのハイリスクコンテナに対する検査能力向上及び、港湾セキュリティに対するパキスタン港湾の国際的信用の増加に対し、どのような影響をもたらしているかを確認する。

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関

ディフェンス研修（実技）を全員受講が必須となります。

<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/training.html>

¹⁹ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。【資金協力による施設整備案件の場合】

- 対象建築は、ガントリータイプ大型検査装置による検査棟 3 棟、対象機材はガントリータイプ大型 X 線検査装置 3 台、移動式大型 X 線検査装置 1 台
- （対象コンサルティング・サービス）入札図書作成、入札及び契約補助、建築工事の監理に係るサービス
- （対象ソフトコンポーネント）大型 X 線検査装置の適正な操作及び画像解析方法に係る訓練

（ウ）環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ）過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のアフガニスタン・イスラム共和国「カブール国際空港機材整備計画」等のプロジェクトでは、「X 線検査機を調達しているが、スペアパーツの調達方法の確立、アフターサービス体制の整備、維持管理予算の適正な配分が将来的な運用のために重要であるとの評価結果を得ている。」と明記されている。本事業への教訓としてパキスタン税関は、本事業により調達された機材の維持管理を、スペアパーツの調達を含むフルメンテナンス契約として外部に委託する意向を示していた。またパキスタン税関はスペアパーツの調達、アフターサービス及び維持管理の必要性について十分認識し、かつ既存機材の維持管理の外部委託経験も有し、さらに維持管理予算については、税関法に従って必要な検査収入が充当されることを確認済みであり、特段の問題はないとしているが、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くカラチ市及びパキスタンの国民が想定されるが、特定の用途に用いられる機材供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ パキスタン国 ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機材改善計画

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：パンジャブ州ファイサラバード市

イ) 実施機関：ファイサラバード上下水道公社

ウ) 現地渡航²⁰及び安全配慮

業務従事者は現地調査補助員とともに、パンジャブ州ファイサラバード市の事業サイトを踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。加えて、業務従事者は現地調査補助員とともにイスラマバード首都圏の他機関にも踏査して情報収集を行う。

- ☒ 業務従事者及び現地調査補助員の現地調査に際しては、現地調査時の安全管理状況により、武装警備員の傭上や警護車両借り上げ等の安全配慮を行うこと。なお、本契約では定額計上にて安全管理費の計上は行っていないが、調査開始後に必要に応じて協議を行う。

- ☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である²¹

²⁰ 現地調査は、2026年2月中旬～3月中旬に予定されているラマダン、イードの時期を避けて計画すること。

²¹ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本事後評価は、①妥当性、効率性の確認方法、②現地調査の回数（1回）、③定量/定性調査の実施方法、④評価結果票の作成等により、業務量を軽減し、迅速な情報収集・分析を行う、簡易型にて実施する。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：「③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等」に関しては、世界銀行により設立された Water and Sanitation Program により作成支援された上下水道公社による事業の成果指標に基づきモニタリングすることで連携することが計画されていたため、この成果指標に関する連携について確認する。また、無償資金協力「ファイサラバード上水道整備計画」により整備された最終配水池からの配水と、本事業により更新される最終配水池ポンプからの配水が混合され、既存の基幹配水管及びフランスの上水道施設整備支援により整備が計画されていた基幹配水管の2系統を通じて配水されるため、フランスによる上水道施設整備支援との連携についても確認する。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①増圧・配水ポンプの電力消費量(kWh/m³)、②時間最大配水量(m³/時)、③日最大配水量(m³/日)
定性的効果とされているポンプ維持管理の利便性の向上及びこれに伴う安全な水の安定供給・対象地域住民の衛生環境改善、出水不良地域の削減について実施機関に確認し、可能な範囲で地域住民に確認する。

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関

する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場である。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ Cに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- 過去のスリランカ国「マータラ上水道整備計画」、セルビア「ベオグラード市上水道施設整備計画」の教訓から、ソフトコンポーネントを通じて、ファイサラバード上下水道公社職員が適切な配水圧管理技術を習得することで配管網における管の破裂防止や漏水抑制に資すること、またパキスタンでスペアパーツの調達が可能な施設を整備すること、及び「パンジャブ州上下水道管理能力強化プロジェクト」と連携した実施機関の運転・維持管理能力向上に努めることにより、故障からの復旧を短期間に行えるようにすることとされているため、この点についてどのように対応されたか確認する。加えて、水道料金収入を増加させるための従量制による料金徴収制度導入に向け、上述のフランスの上水道施設整備支援により顧客メーターの設置を実施中である。調査段階に同プロジェクトが2016年中に完了したことを確認しており、さらに実施段階においても同進捗をモニタリングすることとしており、この点についても確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くファイサラバード市の住民が想定されるが、当該地域の衛生環境の改善を目指した中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善という受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した（現地説明用資料（英語、露語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

(2) 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る²²。

(3) 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語、露語）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

²² 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

- ☒ 本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

- ☒ 本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算²³

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則15ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

(9) 暫定評価についての実施機関への説明（第2次現地調査）²⁴

- ① （8）の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関

²³ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

²⁴ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。

- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。
- なお、簡易型評価対象案件に対しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る²⁵。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語、露語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し²⁶、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

²⁵ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

²⁶ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（１）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ 露語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容

				・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／ 露語	電子データ	
事前事後比較表 (案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・(案)の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
IRR 再計算シート 及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書(案) ※簡易型の場合は 評価結果票	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5～ 3 か月前) ※簡易型は検討会后	日本語／ 英語	電子データ	要旨(要約版を作成する場合は当該資料)を含む
教訓シート(案)	評価報告書提出の 1 カ月前	日本語	電子データ	

(3) 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ(CD-R 1部)にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル(STATAやRなどのスクリプトファイル) 他
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5枚/案件程度(解析度 300～350dpi)
教訓シート		第4条(14) 参照
特殊言語版の報告書(案)		ハトロ州母子保健システム改善プロジェクト、ハトロ州母子保健システム改善プロジェクト フェーズ2 (一体評価)(露語)

収集データ・レーティング等のデータセット	エクセルファイルのフォームは契約後に提供
----------------------	----------------------

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない²⁷。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

²⁷ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.68人月

(現地渡航回数：延べ7回)

パキスタン（無償）「ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機材改善計画」は簡易型のため、1回の渡航を想定。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：タジキスタン、ネパール、パキスタン国及びその他の途上国地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（５）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タジキスタン・ネパール・パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 各国における安全管理情報

【タジキスタン】

1) 事前準備

- ・ 公用旅券・一般旅券とも、30 日以内の滞在はビザ不要。30 日を超える場合は、渡航前に本邦のタジキスタン大使館で査証を受領すること。詳細は安全対策マニュアルを参照。

2) 行動規範

ドゥシャンベ市、ホジャンド市：

(1) 到着時の連絡

- ・ タジキスタン国内に到着時は速やかにタジキスタン事務所担当者に連絡する。

(2) 行動規制

- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・ 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
「安全対策マニュアル」を遵守する。
- ・ 宗教・国家関連の記念日及びその前後、集団礼拝日等、リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・ 肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。
- ・ 空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出国にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・ ドゥシャンベ市の外れにある公園（戦勝記念公園、アイニー公園等）は泥酔者が屯していることがあるため、日中のみの訪問とし、単独での訪問は避ける。

(3) 安全な宿舎の手配

- ・ ドゥシャンベ市では、市の中心部から外れた貧しい階層が居住する地区での宿泊を避けること。

(4) 通信手段

- ・ 携帯電話を常に通話可能状態とし、必要な緊急連絡先を登録するとともに、携帯電話を窃取された場合に備え連絡先を携行する。

(5) 移動手段

- ・ 21 時から翌朝 6 時までの間は、可能な限り一人での徒歩移動は避ける。

上記とアフガニスタン国境付近とを除く全域：

(1) 到着時の連絡およびブリーフの実施

- ・タジキスタン国内に到着した際は速やかにタジキスタン事務所担当者に連絡する。
- ・必ず到着時または渡航前のブリーフィングを受ける。

(2) 行動規制

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
「安全対策マニュアル」を遵守する。
- ・宗教・国家関連の記念日及びその前後、集団礼拝日等、リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出国にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。

(3) 通信手段

- ・携帯電話を常に通話可能状態とし、必要な緊急連絡先を登録するとともに、携帯電話を窃取された場合に備え連絡先を携行する。

(4) 移動手段

- ・山岳地域や降雪リスクのある地域の移動は、信頼できる旅行代理店等を通じて手配した4WD車両による移動を基本とする。

(5) 陸路での国境移動

- ・キルギス、中国への陸路での国境移動は禁止。
- ・ウズベキスタン国境を陸路で越える際は上述の行動規制に加え、以下を順守する。
 - 入管職員は英語対応困難のため、現地語が可能な人間を同行させる等、入管職員とのコミュニケーションが可能な状態を渡航者自身で担保してトラブルを避けるようにする。
 - 麻薬関連トラブルの回避のため、他人からの荷物を預からない。

【ネパール】

1) 行動規範

- ・ 本邦及び第三国からの渡航者は、ローミング可能な携帯電話を持参するか、または現地到着後に SIM カードを入手すること。
- ・ 携帯電話を常に携帯し、充電を忘れず行き、通話可能な状態とすること。
- ・ 公共の場での目立つ服装、露出の多い服装は避けること。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とすること。特に、デモ抗議活動が実施されている場合には、車両での通過も可能な限り避け、警察の誘導があったとしても、現場には近づかないこと。
- ・ 不審な組織または団体から不当な金品等の要求を受けた場合は、要求に決して応じてはならず、速やかに JICA 本部またはネパール事務所に報告すること。
- ・ 圧力鍋を用いた爆発物等の不審物を発見した時は、速やかにその場から離れるとともに警察等に通報すること。
- ・ 車両移動を行う際は、後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。
- ・ 夜間の外出は最小限に留めること（特に女性の夜間一人歩きは避ける）。夜間の都市間移動は不可。
- ・ 空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とすること。
- ・ 標高 2500m を超える地域に宿泊する場合は、別途ネパール事務所の定めるルールに従うこと（「高所移動・トレッキングの手引き」参照）。

【パキスタン】

1)) 行動規範

(1) 基本行動

- ① 軍・警察・司法・宗教関係の施設や宗教行事、不特定多数が集まる施設を避けること。（テロ回避）
- ② 欧米系ホテル・施設、欧米人が多く集まるレストラン、中国関連施設等を避けること。（テロ回避）

③移動時には車両を使用する。人気のない場所及び夜間の一人歩きはしないこと。（誘拐・一般犯罪対策）

（２）マーケット

・ 現在、時間制限は敷いていないが、以下のことに注意すること。また、スリの被害が発生しているので周囲に十分注意すること。

①頻繁に立ち入らないこと。

②立ち入る際には廻りの様子に十分注意して用事は手短に済ませること。

（３）ホテル

・ 事務所が安全確認を実施した滞在先に宿泊し、やむを得ず安全確認を実施していないホテル等に宿泊する場合は、必ず安全対策アドバイザーからチェックを受けること。

（４）オペレーションルーム

・ パキスタン事務所ではオペレーションルームを設置している。全 JICA 関係者（調査団のメンバーは代表者の方が取りまとめる）は、①毎日の定時連絡（19:00～21:00）、②都市間移動時の連絡、③パキスタン入国時、の各々の場合でオペレーションルームへの連絡が必要となる。

（５）外出

・ 移動は原則として用務先、宿泊先およびプロジェクトサイト等に限定するとともに、不要・不急の外出を避けること。
・ 特に、夜間の外出は最小限にとどめること。

（６）移動手段

・ 安全対策マニュアルに記載されている「移動に係る基本的な安全対策ガイドライン」を通じて、防弾車の使用や武装警備員同乗等の必要性を確認し、適切な安全対策を遵守すること。ガイドライン上に記載がなくても、警察当局からの要請がある場合は、防弾車の利用が必要となることもある。
・ 陸路移動は車両を使用する。移動中はドアをロックし、移動ルートを不定期に変更し、不審車両による追跡がないか等細心の注意を払うこと。

（７）連絡手段

・ 携帯電話は常に出られる状態にしておくこと（安否確認を要する治安事件が発生しているため）。

（８）その他

・ 米、西洋諸国及び中国、サウジアラビア国関連施設（大使館・領事館）は避けること。もし業務上、それら施設への訪問が必要な場合は、事務所に相談すること。

- ・外出する際には、必ず身分証明書（パスポート或いはカラーコピー等）を携帯すること。
- ・空港を利用する際、出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限にすること。
- ・肌の露出の多い服装を控え目立たないようにすること。
- ・軍・警察・司法・宗教（シーア派モスク、イスラム聖廟等）関係を狙った治安事件が続いているので、これら施設には近づかないよう、十分に注意すること。また、反政府デモ等群衆の集結地点には絶対に近づかないこと。

（９）カラチ渡航における行動規範

- ①カラチ市内移動時における防弾車の使用（武装警備員の同乗含む）。
※カラチ空港からカラチ市内に入らずにハイデラバード等へ移動する場合は、防弾車の利用を必須としない。
- ②カラチ空港利用時の警察エスコートの合流場所は、パキスタン事務所の指示に従う。
- ③パキスタン事務所から提供されるカラチ市のリスクマップを確認し、リスクエリアを認識する。
- ④カラチ空港付近も含めて、カラチ市内を移動する際は、ロープロファイルを徹底する。
- ⑤用務先および移動ルート（危険地を避けたルートの設定や複数ルートの確保含む）にかかるセキュリティクリアランスの強化、セキュリティ情報の安全対策アドバイザーからレンタカー会社及び JICA 事務所へのリアルタイムの情報共有・指示の徹底。
- ⑥中国人が集まる場所や中国系の施設、中華レストランへの立ち寄りを回避する。

（１０）ギルギット・バルチスタン(GB)地域（ナンガ・パルバット山麓地域、フンザ地域、スカルドゥ地域）渡航における行動規範

- ・ギルギット・バルチスタン(GB)地域（ナンガ・パルバット山麓地域、フンザ地域、スカルドゥ地域）への渡航に際しては、空路を原則とする。緊急性が高い場合は、適切な安全対策を条件に陸路移動を認めることもありうる。

２．技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

①パキスタン「カラチ港及びビンカシム港治安強化計画」「ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ場機材改善計画」の現地業務分のみ、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料 2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（1,434,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しま

すので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策費	第2章 特記仕様書案第3条（9）③ 「カラチ港及びビンカシム港治安強化計画」	1,052,000 円	第1次、第2次現地調査における、カラチ市内の防弾車（日本人用）借り上げ費1台	一般業務費（車両関連費）
2	安全対策費	第2章 特記仕様書案第3条（9）③ 「カラチ港及びビンカシム港治安強化計画」	211,000 円	第1次、第2次現地調査における、カラチ市内の普通車（警備員用）借り上げ費1台	一般業務費（車両関連費）
3	安全対策費	第2章 特記仕様書案第3条（9）③ 「カラチ港及びビンカシム港治安強化計画」	171,000 円	カラチ市内の武装警備員エスコート費	一般業務費（特殊傭人費）

（4）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料

の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（６）その他留意事項

パキスタン（カラチ）における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 16,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2